

電気個別約款（ベーシックメニュー）新旧対照表

改定後	現行																												
本 則	本 則																												
<p>3 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要の場合</p> <p>ア 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>295円24銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>442円86銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>590円48銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>885円72銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr> </table> <p>イ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 10 アンペア	295円24銭	契約電流 15 アンペア	442円86銭	契約電流 20 アンペア	590円48銭	契約電流 30 アンペア	885円72銭	契約電流 40 アンペア	1,180円96銭	契約電流 50 アンペア	1,476円20銭	契約電流 60 アンペア	1,771円44銭	<p>3 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要の場合</p> <p>ア 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>295円24銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>442円86銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>590円48銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>885円72銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr> </table> <p>イ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 10 アンペア	295円24銭	契約電流 15 アンペア	442円86銭	契約電流 20 アンペア	590円48銭	契約電流 30 アンペア	885円72銭	契約電流 40 アンペア	1,180円96銭	契約電流 50 アンペア	1,476円20銭	契約電流 60 アンペア	1,771円44銭
契約電流 10 アンペア	295円24銭																												
契約電流 15 アンペア	442円86銭																												
契約電流 20 アンペア	590円48銭																												
契約電流 30 アンペア	885円72銭																												
契約電流 40 アンペア	1,180円96銭																												
契約電流 50 アンペア	1,476円20銭																												
契約電流 60 アンペア	1,771円44銭																												
契約電流 10 アンペア	295円24銭																												
契約電流 15 アンペア	442円86銭																												
契約電流 20 アンペア	590円48銭																												
契約電流 30 アンペア	885円72銭																												
契約電流 40 アンペア	1,180円96銭																												
契約電流 50 アンペア	1,476円20銭																												
契約電流 60 アンペア	1,771円44銭																												

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 90 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 19 銭

(2) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上である需要の場合

ア 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭
---------------------	------------

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 90 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 19 銭

附 則

1 本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2024 年 7 月 1 日から実施いたします。

2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置

当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が 2024 年 7 月 1 日より前であって、2024 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 95 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 55 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 19 銭

(2) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上である需要の場合

ア 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭
---------------------	------------

イ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 95 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 55 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 19 銭

附 則

1 本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2023 年 10 月 1 日から実施いたします。

変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。